放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十七号

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条第三項」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項」を「第二十七条第一項」に、「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改める。

第十三条第一項第四号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第二項」に改め、同項第五号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改め、同項第六号中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同項第七号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第八号中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同条第四項第五号中「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十七条第二項及び第四項」に改め、同項第六号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に改める。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第二条　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第二十三条第二項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第三項」に改める。

第十条第六号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条第八号中「第二十三条第三項及び第五項」を「第二十三条第二項及び第四項」に改め、同条第九号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第三項」に改め、同条第十号中「第二十三条第六項」を「第二十三条第五項」に改める。

（湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正）

第三条　湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「第二十三条第五項」を「第二十三条第四項」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

第四条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四号中「状況」の下に「（放射性物質による大気の汚染の状況に限る。）」を加える。

第三十五条第二号中「含む」の下に「。第六号において同じ」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

附　則

この政令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

環境大臣　石原　伸晃

内閣総理大臣　安倍　晋三

○国土交通省令第九十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の八第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二の二十二第三項第四号中「次条第一項第三号」を「次条第一項第二号」に改める。

第十二条の十七の十三第三号中「昭和三十二年運輸省令第三十号」の下に「。以下「危規則」という。」を加える。

第十二条の十八第三号イを次のように改める。

イ　令第十一条の十の表の上欄に掲げる海域ごとに同表の下欄に掲げる基準のうち硫黄分の濃度に関する基準

第三十七条の十七第一項第一号イ(3)中「もの」の下に「（当該内容物が大型容器（危規則第二条第二号の三に規定する大型容器をいう。）及び内容積が四百五十リットルを超えるＩＢＣ容器（危規則第二条第二号の四に規定するＩＢＣ容器をいう。）に収納されている場合には、相対する二側面に標札が付されているもの）」を加え、同号ハ中「側面が閉囲された構造のもので容積一立方メートル以上のものに限る」を「危規則第五条の五に規定するコンテナをいう」に改め、同号ニ中「危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「危規則」という。）」を「危規則」に改める。

第四号の二様式中「とする」の次に「。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあっては、この限りでない」を加える。

省　令

○農林水産省令第七十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

農林水産大臣　林　芳正

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の表地域の欄第二号中「ハンガリー」の下に「、チェコ」を、「スペイン」の下に「、ポルトガル」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十四号

港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百三十四号）の施行に伴い、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第六条第九号」を「第六条第七号」に改める。

第二十七条の三中「第六条第九号」を「第六条第七号」に、「第六条第九号ロ及びハ」を「第六条第七号ロ及びハ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。